k　項番5「カウンターパーティ信用リスク　うち、SA－CCR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 1　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 ［m～pp　略］	k　項番5－1「カウンターパーティ信用リスク　うち、カレント・エクスポージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 1　項番5－2「カウンターパーティ信用リスク　うち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。 ［m～pp　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［（第二面）～（第四面）　同左］

（経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第四条第一項の規定に基づき、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率の一部改正）

第三条　経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第四条第一項の規定に基づき、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（平成二十七年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　信用事由　プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。 ［七～十三　略］ 十四　外国為替関連取引　異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。 十五　金関連取引　金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。 十六　金利関連取引　同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。 十七　株式関連取引　個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。 十八　貴金属関連取引　貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。	**第一条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　信用事由　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号ロの表（注1）に規定する信用事由をいう。 ［七～十三　同上］ 十四　外国為替関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注4）に規定する外国為替関連取引をいう。 十五　金関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注5）に規定する金関連取引をいう。 十六　金利関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注6）に規定する金利関連取引をいう。 十七　株式関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注7）に規定する株式関連取引をいう。 十八　貴金属関連取引　自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注8）に規定する貴金属関連取引をいう。

金融庁
財務省
経済産業省
告示第三号